

## 育児休業手当金及び介護休業手当金等の給付上限相当額の変更について

平素から当共済組合の業務運営につきまして、格別の御協力を賜り感謝を申しあげます。  
標記の件について、令和7年7月22日付け官報第1511号に厚生労働省告示が掲載され、雇用保険法第17条第4項第2号ハ及びロに定める額が下記のとおり変更されました。  
これに伴い、令和7年8月1日以降、育児休業手当金、育児休業支援手当金及び介護休業手当金については、法第70条の2第3項(第70条の4第3項において準用する場合を含む)、法第70条の3第4項の規定により給付上限相当額が下記のとおり変更となります。  
育児時短勤務手当金については、法第70条の5第2項の規定により支給限度額が下記のとおり変更となります。

### 記

#### ○ 育児休業手当金

1	雇用保険法第17条第4項第2号ハに定める額	16,110
	(当該額が同法第18条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額)	
2	給付上限相当額及び給付上限相当額を超える標準報酬の月額	
	1) 育児休業手当金(給付割合67/100の場合)	
	(1) 給付上限相当額	14,718
	(2) 給付上限相当額を超える標準報酬の月額	500,000
	2) 育児休業手当金(給付割合50/100の場合)	
	(1) 給付上限相当額	10,984
	(2) 給付上限相当額を超える標準報酬の月額	500,000

○ 育児休業支 hands 当金

- 1 雇用保険法第17条第4項第2号ハに定める額 16,110  
(当該額が同法第18条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額)
- 2 給付上限相当額及び給付上限相当額を超える標準報酬の月額  
1) 育児休業支 hands 当金 (給付割合 13 / 100 の場合)  
(1) 給付上限相当額 2,855  
(2) 給付上限相当額を超える標準報酬の月額 500,000

○ 介護休業手当金

- 1 雇用保険法第17条第4項第2号ロに定める額 17,740  
(当該額が同法第18条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額)
- 2 給付上限相当額及び給付上限相当額を超える標準報酬の月額  
1) 介護休業手当金 (給付割合 67 / 100 の場合)  
(1) 給付上限相当額 16,207  
(2) 給付上限相当額を超える標準報酬の月額 560,000

○ 育児時短勤務手当金

- 1 雇用保険法第17条第4項第2号ハに定める額 16,110  
(当該額が同法第18条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額)
- 雇用保険法第17条第4項第1号に定める額 3,014  
(当該額が同法第18条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額)
- 2 基準報酬月額相当額、支給額の最低限度額及び支給限度額  
1) 育児時短勤務手当金  
(1) 基準報酬月額相当額 483,300  
(2) 支給額の最低限度額 2,411  
(3) 支給限度額 471,393
- 2 適用年月日  
令和7年8月1日以降の休業に係る育児・介護休業手当金から適用